



消火器の準備及び露店等の開設の届出が必要です！

平成25年8月、京都府福知山の花火大会会場で露店付近で爆発火災が発生し、多くの死傷者が発生しました。原因は露店の店主が稼働中の発電機にガソリン携行缶から給油しようとしたところ、気化したガソリンが噴出し露店の火気に引火したとみられています。多くの人が集まるイベント会場で、ひとたび火災が発生すると大きな被害となるおそれがあるので、防火安全対策及び万が一火災が発生したときの初期消火がとても重要となります。

そこで、この火災を教訓に火災予防条例を改正し、茅ヶ崎市では平成26年8月1日から祭礼、縁日、花火大会、展示会などの不特定多数の人が集まる屋外イベント等で火気器具等を取り扱う際の「消火器の準備」を義務化し、また平成27年4月1日から「露店等の開設の届出」が義務化されました。

消火器の準備は誰が行うのか？

原則として、露店の出店者など火気器具等を取り扱う人が、それぞれの火気器具等に対して、消火器を1本準備する必要があります。準備する消火器は、能力単位1以上の消火器(4型程度の高さのもの(住宅用消火器は除く。))とします。

ただし、複数の火気器具がある場合で、1本の消火器から歩行距離20メートル以内にある火気器具については共同で消火器を準備しても差し支えないものとします。

露店等の開設の届出及び消火器の準備が必要となるイベントとは？

公園等で実施される火気器具等を取り扱う各種イベント(自治会が主催するお祭り、盆踊り、市民まつりなど)で、多くの人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合、避難や消火活動に支障をきたすイベントです。

※露店等の開設届出書は各イベントで一つの届出をすれば足りるもので、対象火気器具を使用する露店ごとに届出をする必要はありません。露店等の開設届出書の用紙は消防本部ホームページからダウンロードするか、消防本部予防課で配布しています。

火気器具とは？

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具をいいます。ガスコンロ、フライヤー、ホットプレート、ストーブ、発電機などが規制対象となります。

お問い合わせ先

茅ヶ崎市消防本部 予防課査察指導担当
〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話:0467-85-9943(直通)
FAX :0467-85-3119

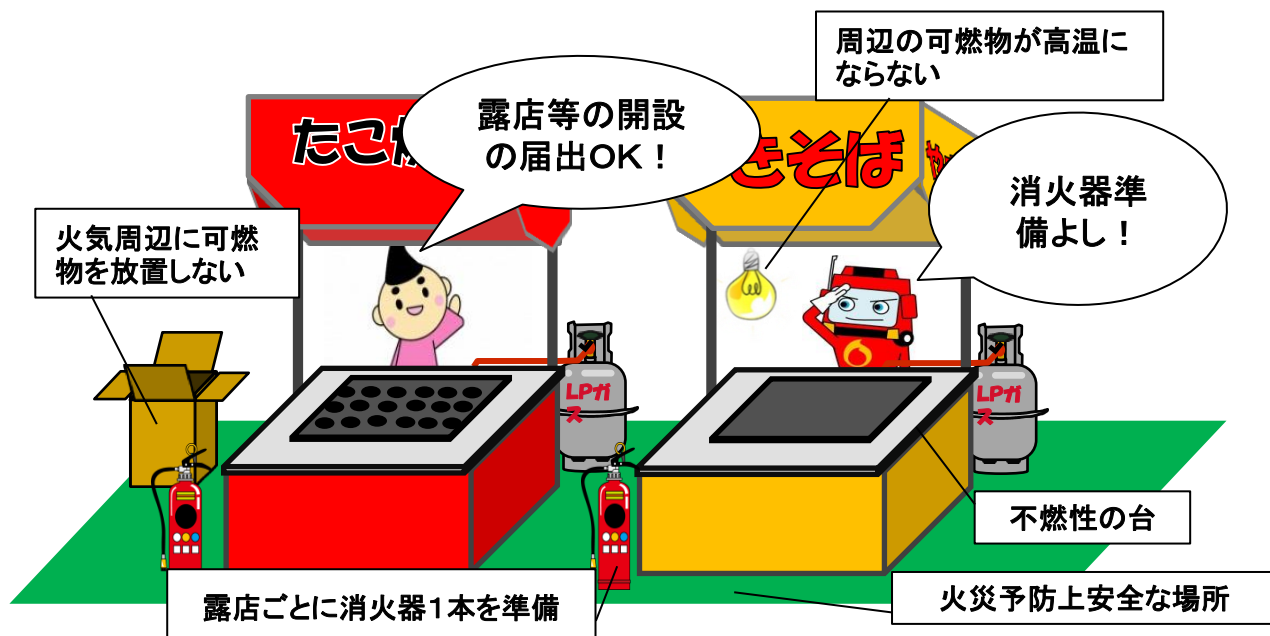
(出店時のチェックリストとしてご活用下さい☑)

露店出店時のチェックポイント

- 出店場所は火災予防上安全な場所である。
- 火気器具は不燃性の床または台上に設置されている。
- 火気器具の周囲は、整理及び清掃を心がけ、燃料や可燃物などを置いていない。
- 火気器具使用中は火気器具から離れないようにする。
- 火気器具を使用する場合は消火器の準備をしている。
- 発電機の排気口は高温になるため周囲に十分な空間をとる。

照明器具使用時のチェックポイント

- 可燃物の近くで照明器具を使う場合、可燃物が高温にならない。
- 電球をソケットに確実に接続する。
- 照明器具や配線は動揺・脱落がないように確実に取り付けられている。
- 照明器具に過度の荷重を加えないようにする。



ガソリン携行缶取り扱いのポイント

- ガソリン携行缶は直射日光や高温となる場所を避け、日陰で風通しの良いところで保管している。
- 静電気による着火を避けるために、ガソリンは金属製の専用容器に保管している。
- ガソリンを取り扱うときは、周囲に火気や火花がないか安全を確認してから取り扱っている。
- ガソリン取扱中のライターの使用はもちろん携行ライトのスイッチ操作なども引火のおそれがあり危険です。
- 発電機等に給油する場合は、エンジンを停止してから行っている。
- ガソリン携行缶のふたを開ける前に、圧力調節ネジで少しずつ圧抜きを行ってから、ふたを開け、取り扱いが終わったら確実にネジを締めている。

LPガスボンベ取り扱いのポイント

- LPガスボンベは直射日光や火気の近くを避け、摂氏40℃以下を保っている。
- LPガスボンベは水平で安定した場所に置き、鎖等で倒れないように固定をしている。
- LPガスボンベと火気器具を接続するゴム製ホースは、適正な長さで取り付け、ホースバンドで締め付けている。
- ホースはひび割れや劣化のないものを使用している。
- 使用しないガス栓にはゴムキャップを付けている。
- 使用後は器具栓だけでなく元栓も閉めている。

消火器の使い方

- 1.安全栓(ピン)を上引き抜く
- 2.ホースをノズルから外し、火に向ける
- 3.レバーを握りしめて消火を行う



自信をもって落ち着いて
扱きましょう!